

広島地方最低賃金審議会
 令和2年度第3回 広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業
 最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年10月26日(月)13時54分～15時05分		
開始場所	広島合同庁舎2号館5階 特別会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県船舶等製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		

議 事 要 旨

- 1 広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定について

事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長から労働者側委員および使用者側委員に、最低賃金の改正について意見表明が求められた。

その後、公益委員が労使各側と個別に協議を重ねた結果、現行の特定最低賃金額956円を1円引き上げて957円とすることで合意し、採決の結果、全会一致で結審となった。

発効日は12月31日とすること及び10月30日に開催予定の第532回本審で部会長報告を行うことが了承された。
- 2 その他

今後の審議会の開催予定

第532回本審 10月30日(金)午後1時00分～
(異議申出があった場合)

第533回本審 11月17日(火)午前中